

特記仕様書

工 事 名：令和6年度（繰越）林道開設事業 林道月ヒラ長老線（第1～5工区）開設工事
工事番号：7-A04S
工事箇所：京丹波町 細谷 地内
工 期：契約日の翌日 ～ 令和8年3月20日

（１）総則

本工事は、「土木工事共通仕様書（案）」（平成29年9月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）により施工すること。また、令和6年度治山林道必携 積算・設計編（上、下巻）の林道工事施工管理基準に基づく。

（２）特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

（３）施工方法等

工事請負契約書第1条第3項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。

（４）参考資料の取扱い

設計図書の他に添付する参考資料は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

（５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

②検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。

ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

（６）施工計画書の作成・提出

共通仕様書第1章第1部1-1-6に規定する施工計画書の有無 （有） ・ 無 ）

（７）施工体制台帳等の作成・提出

①受注者は請負金額にかかわらず、下請け契約がある場合、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。＜施工体制台帳には、2次以下の下請契約書も添付が必要＞

(8) コンクリート

①材料

生コンクリートの無筋構造物（擁壁、補強張りコンクリート等）は高炉Ｂ１８－８－４０、鉄筋構造物（設計書に指定のあるもの）は高炉Ｂ２１－８－２５を標準とする。

②コンクリートの水セメント比

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

③レディーミクストコンクリート施工の品質管理

主要構造物で50m³以上使用する工事のスランブ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、受注者のみで実施しても良い。

④コンクリートミキサー車の過積載防止対策等

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる集計表を検査時に提出しなければならない。なお、設計書では、小型車割増で計上しております。

(9) 土工

受注者は、設計図書における土及び岩の分類の境界を、確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。

(10) 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり原則として再生資材を使用する。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び同込裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物 改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用すること。

①上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。

②再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

③再生クラッシャラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

④再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

（11）流用土の利用

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は監督職員と協議の上指示によるものとする。

土量の確認方法については、監督職員と協議すること。

（12）木材の使用

①本工事に使用する木材は、設計図書に明示された規格を有するものとし、府内産材を使用すること。

②使用する木材については、生産地が確認できる各種伝票を保存することとし、監督職員による確認を受けなければならない。

③設計図書に示す寸法については、特に明示する場合を除き末口寸法とする。

④本工事に使用する木材は、使用するまで変質しないように保管しなければならない。

また、監督職員が有害な腐れ、割れ等により不適当と認める場合には請負者は、自らの責任と費用負担により速やかに取り替えると伴に、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けなければならない。

（13）丸棒等製品

①本工事に使用する丸棒等製品（注1）は、京都府内産木材証明を受けることができるものとする。

②搬入した丸棒等製品については、「京都府内産木材証明を受けることができる丸棒等製品」であることが確認できる各種伝票（注2）の写し等を監督職員に提出するとともに、監督職員による事前確認を受けなければならない。また、各種伝票は請負業者が一定期間保管するものとする。

③本工事において任意に使用する木材（注3）について前項を満たした場合は工事成績評価における創意工夫項目にて加点の対象とする。

ただし、事前に所定の様式により申請を行い監督職員の確認を受けるものとする。

*注1）丸棒等製品には、丸太、木杭が含まれる。その他の木製品については監督職員と協議すること。

*注2）「京都府内産木材証明を受けることができる丸棒等製品であることが確認できる各種伝票」とは、取扱事業体の認定を受けた丸棒等加工事業体が請負業者向けに発行した「承認願い」、梱包に貼付してある「認証シール」及び納品伝票等である。

*注3）任意に使用する木材とは、工事標示板、バリケード、現場作業施設、任意仮設材等とする。

（14）品質証明書等

受注者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

（15）着工前準備

①林道敷地内の立木の伐採等の処理については、標準図及び監督職員の指示により実施すること。

②林道敷地以外の立木を伐採する場合は、土地及び立木の所有者の了解を得なければならない。なお、所有者の

承諾を得た支障木以外の立木を無断で伐採又は損傷したときは、受注者の責任により処理しなければならない。

③工事施工にあたり、火災予防には万全を期すとともに工事現場内等に作業員休憩所を設置し、暖房は休憩所内で行ない、工事現場等ではたき火等は行なってはならない。

(16) 残土処理計画書・報告書の作成

①受注者は、工事を施工するにあたり、あらかじめ残土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

②施工後は、残土処理報告書を提出すること。

(建設発生土の搬出)

1 建設発生土については (仏主地内：長老側) 第1号木材集積場 L=7,900m に運搬するものとする。
なお、運搬距離については、マスカーブにより算出しております。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

2 前条に関しての受入条件は下記のとおりとする。

(1) 受入不適なもの

粘性土、ガレキの類、土砂以外の廃棄物

3 過年度の完成区間で崩土が発生した場合については、出来高による精算を行う必要があるので、必ず監督職員と数量等に係る協議を行うこと。

(17) 支給材料及び貸与品

1 支給材料

支給材料は次表のとおりとする。

支 給 材 料 調 書					
名 称	形状寸法	単位	数量	受渡場所	適 用

(18) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号以下「建設リサイクル法」という。）に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事後明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 ご と の	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

作業 内 容 及 び 解 体 方 法	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄は、該当がない場合、記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距 離
				km

上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責めによるものでない事項については、この限りでない。

③仮置き等必要条件があれば記載する。

(19) 建設副産物の搬出

①本工事の施工により発生する特定建設資材以外の建設副産物は下表の場所に搬出するものとする。受入条件は下表のとおりである。

当該内容の変更に当たっては、監督職員と協議するものとする。

(受入条件)

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
該当なし				

ただし、毎月の第1、第3日曜日、正月等の休日は受入れを中止する。

②搬路の補修及び建設発生土受入地に附帯施設等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(20) 工程管理

①受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワークまたはバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。

(21) 段階確認

受注者は、共通仕様書の段階確認一覧表に記載のある工種その他、下表及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所・確認方法は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
土工	切土、床掘	土（岩）質の変化したとき
擁壁工	鋼製L型擁壁	土（岩）質の変化したとき、床掘完了時、埋戻し前

(22) 工法変更等への対応

- ①構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとする。
- ②工事中における民生安定上又は関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとする。
- ③工事により汚濁水が発生した場合、その処理方法について監督職員と協議すること。

(23) 標準操作方式の使用

①バックホウ

バックホウは、標準操作方式のバックホウを使用するものとし、国土交通省指定のラベル（緑色）又は、国土交通省指定とは別のラベル〔（社）全国建設機械器具リース業協会発行のラベル等〕を貼付したバックホウを使用すること。なお、ラベルを貼付していない標準操作方式のバックホウを使用する場合には、監督職員の確認を得てから使用すること。

②移動式クレーン

本工事の施工に当たり、平成6年10月1日以降に製造された移動式クレーン（クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン）を使用する場合は、指定ラベル「（社）日本建設機械化協会」を貼付した移動式クレーンを使用すること。

なお、使用クレーンの製造年月日が確認できる工事写真を撮影し、監督職員に提出すること。

(24) 排ガス対策型建設機械の使用

共通仕様書第1節1-1-38に規程する排出ガス対策型バックホウ〔クローラ型 山積0.8m³(平積0.6m³)〕については、第2次基準値又は第3次基準値に対応した機械を使用することを原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議することとし、変更の対象とする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり調達ができない場合である。

(25) 道路付属物及び占用物件の処置

工事施工のため支障となる道路の付属物及び占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。

(26) 掘削部の安全施工

切土・床堀の施工に当たって、土石崩落等、危険と判断される時は危険防止のための対策を監督職員と協議するものとする。

(27) 掘削法面

掘削（床堀）法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(28) 木材集積場等

残土処理等の施工に当っては、木材集積場ごとの条件に応じた施工をするものとし、木材集積場跡地の整理については監督職員の指示により実施すること。

(29) 諸法令の遵守

- ①受注者は、労働基準法等の主旨にのっとり、労働時間について遵守しなければならない。
- ②受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の主旨に基づき資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

受注者は、土木工事共通仕様書（案）1－1－34「工事中の安全確保」の10から12に規程する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

③建設工事の請負契約に関すること

④労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負契約書（第54条）（＊除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

(30) 工事現場の安全及び環境対策

工事現場の一般通行人の見やすい箇所で通行に支障のない所に、標示板等を設置すること

- ①工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ②原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- ③調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ④地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(31) 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議を行い、変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施行計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

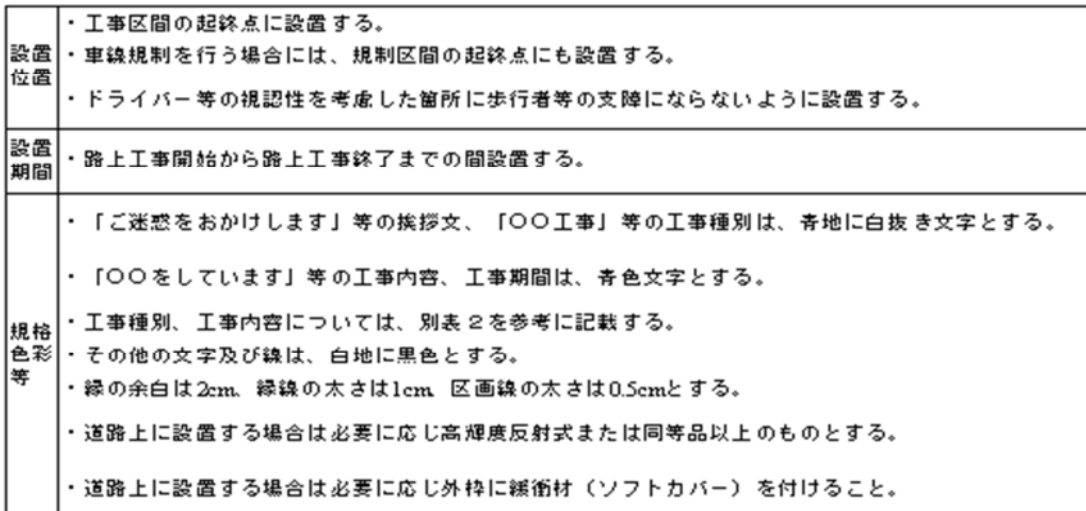
(32) 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事種別：林道開設工事

[工事表示板]



55cm

140cm

を予定しています

を

する工事

平成〇年〇月〇日頃まで

20cm

発注先 東京都〇〇区〇〇街 〇〇〇
 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇
 施工先 〇〇地方株式会社
 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

(33) 安全対策費

①本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。

ただし、所管警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

②交通誘導員については下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	配置員数	編 制	昼夜別	交替要員の有無

(34) 起工測量・丁張設置

①起工測量を実施し、その成果を別紙(2～4)及び横断図(実測を赤書きしたもの)により監督職員に提出すること。ただし、別様式により提出を行う場合は監督職員と協議すること。

なお、平面測量については、トラバース測量を実施し、成果として上記のものと一緒に全測点の座標値も提出すること。またその基準点は、現地の工事の影響の及ばない箇所に工事の完成まで保存すること。

②起工測量については、原則全ての工事関係図面等について行うものとする。

③工事に必要な丁張、仮設標識を設置し、工事を実施すること。

④測点杭、IP杭、B.M等既設杭は移設してはならない。移動が必要な場合は監督職員の承諾を得て移設すること。

(35) 中間出来高測量

工事中必要に応じて、平面・縦断・横断・構造物等の出来形をとり、監督職員の指示を受けること。

(36) 工事区間・測点等の明示

①工事区間及び測点標示の明示は、工事完成時に工事起点及び終点に別紙(1)に示す標示木杭を建込むこと。なお、林道開設工事以外の工事の場合は事前に監督職員と協議を行うこと。

- ②測点標示は、各測点（センター・左右路肩）に木杭又はペンキ等で明示すること。
- ③必要に応じトラバース点を設置する場合、別紙（７）に示す標示杭等を建込むこと。

（37）出来高管理・出来高測量

提出する出来高管理図表は、次のとおりとする。

- （１） B. M. トラバース点の位置・数値を平面図等に記載したもの。
- （２） トラバース点・各測点の座標管理表
- （３） その他出来高測量実施の成果を別紙（５～６）及び横断図・構造図（出来形を赤書きしたもの）等に記載したもの。

（38）工事関係図面及び各種提出書類等の管理

起工測量や出来高等に必要な工事関係図面及び数量計算等の作成の際は、電子データで扱いその形式等は監督職員の指示により実施すること。また、各段階協議等を行う際は、書面と共に必ずそのデータも記憶媒体等により提出すること。

（39）伝票・試験票の提出

受注人は、監督職員より指示のあった場合は、作業日誌・各種納品伝票・その他帳簿類等を完成検査の際には提出しなければならない。

（40）法面保護工

（一般事項）

- ①法面保護工の緑化工施工については、適期に行うものとし、（種子・吹付材料の配合等について）事前に監督員と十分協議して行うこと。

（植生工における生育判定とその保証）

- ① 工事完成検査時に植生期間がとれていない場合の取り扱いは契約条項の「かし担保」を適用することとし、植生の判定基準は次表を目安として行うものとする。

評価		施工３ヶ月後の植生の状態
木 本 群 落 型	可	・ 植被率が３０～５０％であり、木本類が１０本/㎡以上確認出来かつ１㎡以上の裸地がないこと。
		・ 植被率が５０～７０％であり、木本類が５本/㎡以上確認出来かつ１㎡以上の裸地がないこと。
	判定 保留	・ 草種に７０～８０％覆われており、木本類が１本/㎡以上確認できる。この場合、翌年の春まで様子を見る。 ・ 所々に発芽が見られるが、法面全体が裸地状態に見える。この場合は１～２ヶ月様子を見る。（不適期施工の場合）
	不可	・ 生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。この場合は再施工する。 ・ 草本植物の植被率が９０％以上で、木本植物が被圧されている。この場合草刈り後様子を見て対策を講じる。
草 地 型	可	法面から１０ｍ離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が７０～８０％以上である。
	判定 保留	１㎡当たり１０本程度の発芽はあるが、生育が遅い。 また植被率が５０～７０％程度である。この場合様子を見る。
	不可	・ 生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。この場合再施工。

	・植被率が50%以下である。この場合再施工。
--	------------------------

② 施工後に異常気象、災害等不測の事態が発生した場合はこの限りではない。

(施工管理上の測定基準)

施工箇所200m²につき1箇所、200m²未満については2箇所、1m×1mの枠を設け計測するものとする。

(植生状況報告書の提出)

① 工事完了後の植生育成状況を植生状況報告書(別紙②)により報告すること。

② 報告時期については、工事打合せ簿により監督員と協議するものとする。

報告書には、育成状況が判別できる写真を添付するとともに、説明欄に発芽の状況、成長度合い、被覆率、衰退の程度を記入すること。

* 法面保護工の生育判定時期は、下記の施工時期後の判定とする。(報告書の要提出)

施工時期	木本型群落	草本型群落
3月～5月	施工後3ヶ月後	施工後3ヶ月後
6月～8月	10月～11月中旬	10月～11月中旬
9月～10月	翌年度6月初旬	翌年度6月初旬
11月～2月	翌年度7月初旬	翌年度7月初旬

(41) 伐採木の整理

現場内で発生する伐採木・根株については、玉切り・枝払い等を行い工事区間内の路側部等で安全な箇所に落下防止等の安全対策を講じて筋置整理を行うこと。(当該筋置き整理は、土砂・落石止めとして仮設置するものである。)

仮に工事中に伐採木が下流(下方向)に落下等した場合には、速やかに引き上げ再整理を行う等の処置を講ずること。

なお、急峻等により筋置きが困難な場合は、事前に監督職員と協議を行い、路線内の工事箇所近隣の安全な路側部箇所に筋置き整理を行うこと。その際の運搬等の変更は行わないものとする。

(42) 当該工事に係る出来高管理基準

当該工事に該当する出来高管理基準を以下のとおりとする。(対象「○」箇所)

大分類	詳細	編一章一節一条一枝	対象
道路土工	掘削工	1-2-4-2	○
	路体盛土工・路床盛土工	1-2-4-3及び4	○
	法面整形工	1-2-4-5	○
一般施工	路側防護柵工	3-2-3-8-1	○
	区画線工	3-2-3-9	
	側溝工	3-2-3-29-1	○
	暗渠工	3-2-3-29-3	○
	集水柵工	3-2-3-30	○
	基礎碎石関係	3-2-4-1	○
	コンクリートブロック工	3-2-5-3-1	
	アスファルト舗装工(下層路盤工)	3-2-6-7-1	○
	アスファルト舗装工(上層路盤工)	3-2-6-7-2	
	アスファルト舗装工(表層工)	3-2-6-7-6	

	コンクリート舗装工(下層路盤工)	3-2-6-12-1	
	コンクリート舗装工(舗装版)	3-2-6-12-5	
	植生工	3-2-14-2-1 及び 2 及び 3	○
	現場打擁壁工	3-2-15-1	
	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2	
	補強土壁工(鋼製 L 型擁壁)	3-2-15-3	○

＊上記以外の工種がある場合及び必須項目以外は、事前に監督職員と協議を行うこと。

(43) 当該工事に係る品質管理基準

当該工事に該当する品質管理基準を以下のとおりとする。(対象「○」箇所)

内 容	種 別	詳 細	対 象
コンクリート	材料	—	○
	製造	—	○
	施工後	—	○
下層路盤工	材料	—	○
	施工	—	○
上層路盤工	材料	—	
	施工	—	
アスファルト舗装	材料	—	
	プラント	—	
	舗装現場	—	
補強土壁工 (鋼製 L 型も準拠)	材料	粒度試験必須	○
	施工	—	○
吹付工 (モルタル等)	材料	—	
	製造	—	
	施工	—	
道路土工	材料	路体	○
		路床	○
〃 (木材集積場も含む)	施工 (現場密度試験等)	路体	○
		路床	○

＊上記以外の工種がある場合及び必須項目以外は、事前に監督職員と協議を行うこと。

(44) 降雨等対策

工事中において、下流へ土砂及び濁水が流出しないよう、あらかじめ対策を実施し工事を行うこと。また、急な降雨の際においても速やかに対策を実施し、下流の河川状況確認を行うとともに監督職員に報告すること。

(45) 地元対応等について

①重機の廻送や資材搬入等のための工事関係車両の走行にあたっては、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないように徐行し、交通事故の防止に努めること。

②空缶・吸い殻等のゴミ箱を設置し、施工地周辺にゴミ等捨てることのないよう、美化に努めること。

③工事用地以外の区域へ立入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。山菜等の採取を行ってはならない。

(46) 起工測量について

①工事実施箇所について事前に調査等を実施し、既存の測点等での対応が困難と判断される場合などは、その結果を監督職員に報告することともに、新たな測点を設け追加測量を行うこと。

また、それに伴う工法等の変更については、監督職員の指示に従うこと。

②第1号木材集積場（長老側）については、着手前に測量し、最終の残土処分量を監督員に、報告すること。

(47) 切土法面の緑化等工法について

長老側の第1号木材集積場の工事箇所は、京都丹波高原国定公園に指定されているため、切土後の法面状況によっては、法面保護工などの工法の再検討が必要となるため、必ず切土実施時に法面状況の把握に努め、都度、監督職員と調整を行うこと。

なお、工法の変更が必要と判断された場合、監督職員の指示に従うこととし、変更の対象とします。

(48) コンクリート塊等の処分等について

工事現場においてアスファルト及びコンクリート塊が発生した場合については、出来高による精算を行う必要があるため、必ず監督職員と数量等に係る協議を行うこと。

(49) 既設アスファルト舗装について

長老側の第1号木材集積場までの林道及び府道舞鶴和知線については、アスファルト舗装がされているため、舗装が損傷することのないよう十分な配慮を行うこと。特にブレーキングポイント等で部分的な破損の可能性がある箇所等については、鉄板等による保護を図ることとし、対応を怠ったことにより破損等した場合は、補修を行うこと。

基本的にこれに係る費用は設計の対象とはしないが、工事の進捗に応じ、著しい負担を伴う場合は、事前に監督職員と協議すること。

(50) 事前協議について

当該特記仕様を熟覧のうえ、設計図書等を精査するとともに、不明な点があった場合は内容を整理し、必ず事前に監督職員と協議を行うこと。

(51) 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれるものとする。

(52) 工事書類の簡素化

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

(53) 第1号木材集積場（長老側）の残土処理について

- 1 第1号木材集積場（長老側）の残土処分については、令和6年度発注予定の令和5年度（繰越）林道開設事業 林道月ヒラ長老線（第2-4工区）開設工事の受注業者も林道長老線を使用するため、残土処分をする際は、両業者間で工程等調整を行うこと。

(54) 建設現場における熱中症対策の強化

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

(1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

(2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業員への周知

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府 HP リンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

(別紙①)

運搬管理表の様式 (例)

運 搬 管 理 表

工事名		現場代理人	監理(主任)
工事番号		技 術 者	
運搬物の 名称・規格			

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りまぜ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
合計									

注1) 本様式は例示である。
注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。
注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。
注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)
注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。
注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディーミクストコンクリートの場合に記入する。
注7) 品質管理欄は、レディーミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。
注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。
注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、
検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例 1 (生コンクリートの例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇	技 術 者	
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート (18ー 8ー40高炉		

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りまぜ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m3		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m3	8.0m3	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m3	3.5m3	15:00	15:40	○		
合計				11.5m3					

運搬管理表の記入例 2 (コンクリート殻の例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇	技 術 者	
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻 (無筋)		

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りまぜ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					123456	
H16.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				123456	
H16.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				123456	
合計				2.788 t					

植生状況報告書(第 回)

報告年月日 平成 年 月 日

施工年度	年度			事業名			
路線名				施工場所			
施工期間				調査年月			
請負業者	元請業者			担当者名		電話	
	施工業者			担当者名		電話	
工法区分							
位置等							
施工面積							
被覆率							
製品名							
発芽状況							
成長の度合い又は衰退の程度							
前面被覆とならなかった理由等							

全景写真

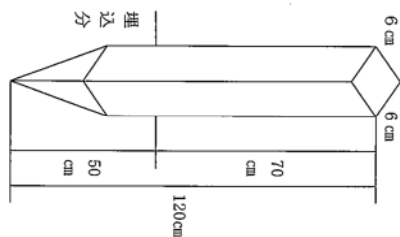
写真説明

近接写真（1m×1m の枠を設け生育状況）

写真説明

工事区間表示杭の記載事項

杭寸法（木製、白ペンキ仕立て）



6 cm	6 cm	6 cm	6 cm
施 工 者	請 與 小	幅員延長 m	平 成
		年度工事起点	

令和〇〇年度 起点・終点
林道月ヒラ長老線 第〇―〇工区
幅員 〇・〇m 延長 〇〇〇・〇m
受注者 〇〇株式会社
施工者 京丹波町

[illegible]

注) 測量は全 I P 及び I P 間について行う

別 紙 (3)
縦 断 測 量

測点	距 離			地 盤 高			計 画 高		
	設 計	実 測	差 異	設 計	実 測	差 異	設 計	実 測	差 異

注)
①測量は全測点間及び測点間について
行う
②仮BMを設ける場合は番号と基準高
を記入
③計画高は記入不要

別 紙 (4)
丁 張 野 帳

丁 張						備 考
左			右			
丁張高	控 長	中心までの距離	丁張高	控 長	中心までの距離	

注) 高さについては基準局 (B. M) よりの高さとする

別紙 (5)
平面測量

[illegible]

注) ①測量は全IP及びIP間について行う ②仮BMの位置を記入する

別紙 (6)
縦断測量

[illegible]

注) ①測量は全測点及び測点間について行う ②BM等の記入

別 紙 (7)

トラバース点・仮BMの標示杭の寸法・規格

①標示杭はコンクリート構造物へ設置するコンクリート釘、又はポリアラマー杭等、腐朽せず長期使用に耐える杭とする。

②標示杭の頭部の色別は青色とする。

ポリアラマー杭等の寸法

4.5mm×4.5mm×4.5cm

